

吸収分割に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2026 年 7 月 23 日

株式会社 ALiNK インターネット

吸収分割に関する事前開示事項

株式会社 ALiNK インターネット
代表取締役社長 松本 修士

株式会社 ALiNK インターネット（以下「分割会社」といいます。）は、2026 年 7 月 23 日に、GMO オフィスサポート株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約を締結し、2026 年 9 月 1 日を効力発生日として、分割会社の営む「シーズスペース」という名称のスペースシェアリング事業（貸会議室等のスペースの提供者と利用者をマッチングするサイトを運営する事業。以下「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本件分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）
別紙 1「吸収分割契約書」のとおりです。
2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）
本件分割に際して、承継会社は分割会社に対し、承継する権利義務に代わる対価（以下「本件対価」といいます。）として、金 9,400,000 円を支払う予定です。本件対価の額につきましては、承継する権利義務の分割契約締結時点での価値及び対象事業の将来の事業性に関して、両社協議の上、決定したものであり、相当であると判断しています。
3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
該当事項はありません。
5. 承継会社についての事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）
別紙 2 のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）
承継会社は、2026 年 5 月 29 日の株主総会決議に基づき、2026 年 6 月 15 日を払込期日とする株主割当増資を行いました。これにより資本金が 250,000,000 円、資本準備金が 250,000,000 円増加しました。
また、同株主総会の決議に基づき、2026 年 7 月 7 日を効力発生日として、資本金の額を 250,000,000 円及び資本準備金を 250,000,000 円減少させ、減少する資本金及び資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えております。

6. 分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）
該当事項はありません。
7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）
- （1）承継会社が承継する債務の履行の見込みに関する事項
- 承継会社は最終事業年度の末日において債務超過の状態にありましたが、2026 年 6 月 15 日付の株主割当増資により、当該債務超過は既に解消されております。
- また、本件分割の効力発生日以降において、承継会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在のところ認識されております。
- 以上の点、並びに承継会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、承継会社が負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しております。
- （2）分割会社の債務の履行の見込みに関する事項
- 分割会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、分割会社の債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しており、また、本件分割の効力発生日以後において、分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
8. 備置開始日後の変更に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号）
- 備置開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

吸収分割契約書

(添付のとおり)

吸収分割契約書

株式会社 ALiNK インターネット（以下「甲」という。）及び GMO オフィスサポート株式会社（以下「乙」という。）は、第 1 条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

- 1 甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第 4 条において定義する。以下同じ。）をもって、吸収分割の方法により、甲の「シーズスペース」という名称のスペースシェアリング事業（以下「本件対象事業」という。）に関して甲が有する第 2 条第 1 項に規定する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
- 2 本件吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下の各号に定めるとおりである。
 - (1) 吸収分割会社
商号：株式会社 ALiNK インターネット
住所：東京都豊島区東池袋一丁目 10 番 1 号
 - (2) 吸収分割承継会社
商号：GMO オフィスサポート株式会社
住所：東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号

第2条 （承継する権利義務）

- 1 甲は、本件対象事業に関する資産、債務その他の権利義務（その詳細は別紙に定める。）（以下「本件承継対象権利義務」という。）を本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- 2 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第3条 （分割対価）

乙は、本件吸収分割の対価として、金 940 万円を、別途甲及び乙が合意の上で定める期日及び方法に従って、甲に支払うものとする。

第4条 （効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2026 年 9 月 1 日とする。ただし、本件吸収分割に係る手続の進行その他の事由により必要となる場合は、甲及び乙は協議の上、記名押印又は署名（電子署名を含む。以下同じ。）を付した書面又は電磁的記録（以下「書面等」と総称する。）による合意によって本件効力発生日を変更することができる。

第5条 （手続）

- 1 本件吸収分割は、甲については会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割により、乙については会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易分割により、甲及び乙において本契約に係る株主総会の承認を得ることなく行うものとする。
- 2 甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、各々、債権者異議手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第6条 （競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第7条 （会社財産の管理等）

- 1 本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は、善良なる管理者の注意をもって本件対象事業に係る業務の執行及び財産の管理をし、本件吸収分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするとき又は本件対象事業につき通常の業務の範囲外の行為をするときは、あらかじめ乙と協議の上、その承諾を得るものとする。
- 2 本契約締結後、本件効力発生日までに、本件対象事業又は本件承継対象権利義務に重大な変動が生じたとき、又は本件吸収分割に重大な影響を及ぼす事項が生じたときは、甲は速やかにその旨を乙に通知するものとする。

第8条 （本契約の変更等）

- 1 本契約締結日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により本件対象事業若しくは本件承継対象権利義務に重大な変動が生じたとき又は本件吸収分割実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは判明したときは、甲及び乙は協議の上、本契約に定める本件吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。
- 2 本契約は、甲及び乙の記名押印又は署名を付した書面等による合意がなければ、これを変更することができない。

第9条 （譲渡の禁止）

甲及び乙は、本契約の相手方が事前に記名押印又は署名を付した書面等により承諾した場合を除き、本契約上の地位又は本契約に基づき発生する権利若しくは本契約に基づき負担する義務を第三者に対して譲渡その他一切の処分をしてはならない。

第10条 （準拠法）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第11条 （裁判管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 （協議事項）

本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議のうえ、解決するものとする。

[以下余白]

本契約成立の証として、甲及び乙は、以下の各号に定める事項のいずれかを行う。

- (1) 本契約の原本となる電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管すること
- (2) 本契約の原本を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有すること

2026年7月23日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目10番1号
株式会社 ALiNK インターネット
代表取締役社長 松本 修士

乙 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
GMO オフィスサポート株式会社
代表取締役 松永 知也

別紙「本件承継対象権利義務明細表」

1. 資産

- (1) 本件対象事業に属するシステム、ソフトウェア、アプリケーション及びこれらのソースコード
- (2) 本件対象事業に属する商標、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）、営業秘密及びノウハウ等
- (3) 本件対象事業に関するマーケティングデータ、業務データ、決済データ及び個人データ
- (4) 本件対象事業に属するドメイン及びこれに付随する権利

2. 債務

本件対象事業に属する未払金

3. 承継するその他の権利義務

(1) 契約

本件対象事業に関する会員契約、掲載者との間のサービス契約及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(添付のとおり)

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	172, 175	流動負債	499, 575
現金及び預金	96, 501	未払金	705
前払費用	7, 033	未払費用	50, 903
未収収益	740	未払法人税等	3, 731
未収還付法人税等	6	前受収益	243, 889
未収入金	81, 835	短期借入金	200, 000
前払金	1, 184	前受金	332
立替金	153	契約負債	13
貸倒引当金	△15, 280	固定負債	13, 597
固定資産	162, 894	資産除去債務	13, 597
有形固定資産	106, 348		
建物	50, 113	負債合計	513, 172
器具備品	2, 471	(純資産の部)	
土地	24, 593	株主資本	△178, 102
機械装置	29, 000	資本金	10, 000
車両運搬具	169	資本剰余金	771, 400
投資その他の資産	56, 546	資本準備金	390, 700
長期差入保証金	56, 205	その他資本剰余金	380, 700
長期前払費用	341	利益剰余金	△959, 502
		その他利益剰余金	△959, 502
		繰越利益剰余金	△959, 502
		純資産合計	△178, 102
資産合計	335, 070	負債・純資産合計	335, 070

損 益 計 算 書

(自2025年 1 月 1 日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		577,980
売上原価		5,556
売上総利益		572,423
販売費及び一般管理費		924,371
営業損失 (△)		△351,947
営業外収益		
受取利息	40	
キャッシュバック収入	3,955	
その他	2	3,998
営業外損失		
支払利息	7,036	
雑損失	54	7,090
経常損失 (△)		△355,040
税引前当期純損失 (△)		△355,040
法人税、住民税及び事業税		3,741
当期純損失 (△)		△358,781

株主資本等変動計算書
(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期期首残高	145, 000	145, 000	—	145, 000	△600, 721	△600, 721	△310, 721	△310, 721
当期変動額								
新株の発行	245, 700	245, 700		245, 700			491, 400	491, 400
減資	△380, 700		380, 700	380, 700				
当期純損失					△358, 781	△358, 781	△358, 781	△358, 781
当期変動額合計	△135, 000	245, 700	380, 700	626, 400	△358, 781	△358, 781	132, 618	132, 618
当期末残高	10, 000	390, 700	380, 700	771, 400	△959, 502	△959, 502	△178, 102	△178, 102

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び建物附属設備については定額法、その他の有形固定については定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～15年
器具備品	6～8年
機械装置	10年
車両運搬具	2年

② 長期前払費用

均等償却によっております。なお、償却期間は5年です。

2) 収益及び費用の計上基準

① バーチアルオフィス事業

住所貸しサービス、郵便物等受取サービスの提供を行っております。顧客との契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。

② レンタルオフィス事業

会議室及びコワーキングスペースの提供を行っております。これらのサービスは一時的に利用する目的でのみ提供していることから、顧客へのサービス提供が完了した時点で履行義務が充足されるものであり、サービス提供の完了時点で収益を認識しております。

③ レンタルスペースプラットフォーム事業

会議室やコワーキングスペース等の検索、予約を行えるプラットフォームの提供を行っております。これらのサービスは一時的に利用する目的でのみ提供していることから、顧客へのサービス提供(各種スペースの利用)が完了した時点で履行義務が充足されるものであり、サービス提供の完了時点で収益を認識しております。

3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	15,628株
------	---------

計算書類に係る附属明細書

1. 有形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形固定 資産	建物	19,324	34,876	—	4,087	50,113	5,580
	土地	24,593	—	—	—	24,593	—
	機械装置	—	29,000	—	—	29,000	—
	器具備品	458	2,873	—	860	2,471	949
	車両運搬具	—	1,018	—	848	169	848
	計	44,376	67,768	—	5,797	106,348	7,378

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	—	15,280	—	15,280

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
支払手数料	33,840	
通信費・運送費	63,689	
旅費・交通費	1,445	
接待交際費	110	
広告宣伝費	424,198	
役員報酬	10,495	
従業員給料	79,959	
法定福利費	15,668	
福利厚生費	261	
不動産費	74,317	
器具・備品費	11,452	
事務委託費	169,287	
事務用品費	3,951	
派遣費	493	
減価償却費	5,993	
租税公課	6,169	
貸倒引当金繰入額	15,280	
教育研修費	18	
水道光熱費	3,205	
消耗品費	3,679	
会議費	213	
販売促進費	203	
車両費	56	
その他	379	
合計	924,371	